

「体育学研究」の購読会員に関する規程

第1条 官庁、学校、図書館、学会及びその他の機関又は団体は一般社団法人日本体育・スポーツ・健康学会（以下「本学会」という）が発行する学術雑誌「体育学研究」を定期購読することができる。

第2条 年間購読料は10,000円とする。

第3条 定期購読を希望する団体は所定の申込書を作成し、購読料とともに本学会事務局に申込みこととする。

第4条 購読を中止する場合は当該年度が始まる前に書面をもって購読の中止を本学会事務局に申し出なければならない。

第5条 購読中止の申し出がない場合は、購読は自動的に継続されるものとする。

第6条 この規程は、理事会の決議により改正することができる。

附則

- 1 この規程は、平成21年6月13日から施行する。
- 2 この規程は、平成24年4月1日から改正施行する。
- 3 この規程は、2017年5月20日から改正施行する。
- 4 この規程は、2021年4月1日から改正施行する。